

# りそな企業年金研究所

## りそな年金FAX情報



平成23年4月1日

### 租税特別措置に係る「つなぎ法案」について

この度の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

さて、特別法人税の課税停止措置に関しては、租税特別措置法により平成23年3月31日を期限と定められていましたが、今般「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」(以下、『つなぎ法案』といいます。 )が3月29日に衆議院で可決、3月31日に参議院でも可決され成立し、これにより期限が平成23年6月30日に延長されましたのでご連絡いたします。

今回のつなぎ法案は平成23年6月30日までの期限延長であり、今後も当該期限までの間に国会等で租税特別措置の取扱いについて検討されるものと考えられます。今後の動向につきましても、情報を入手次第ご連絡させていただきます。

#### 【ご参考：改正後の租税特別措置法】

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

以上